JR東海労ニュース

№2675 2022年5月27日 「R東海労働組合



年休裁判東京·証人尋問! 百瀬証人·工藤証人を追及!

東京地方裁判所において5月26日、年休裁判東京第8回口頭弁論が開かれました。この裁判は、年休を失効した、または年休を申し込んだにもかかわらず、年休を付与されなかったことは、労働基準法第39条に違反するとして、2017年11月28日に会社を訴えたものです。

今回は会社側証人として、百瀬健一新幹線鉄事管理部人事課課長代理(当時)と、工藤等東一運・東二運運転科長(当時)に対する尋問が行われました。 百瀬証人は組合側からの尋問に対して、当時、要員配置や勤務制度の指導を していたにもかかわらず「現場のことはわからない」と繰り返し、裁判官から 「年休を取得させるために休日勤務したら休みが減るのではないか」と問われ たことに対して「年休は指定した時季に取れることが大切だ」と答えましたが、 では、なぜ年休が失効するのかについて明らかにしていません。

また5日前にならないと勤務がわからないことは社員の生活設計が成り立たず、問題ではないかとの質問に対して、東一・二運で勤務作成責任者をしていた工藤証人は「問題とは思わない」と答え、社員のことを全く考えない会社の姿勢が明らかになりました。

次回、第9回口頭弁論は6月9日(木)11時から東京地裁527号法廷にて、組合側証人として竹信三恵子信和光大学名誉教授と木下委員長が証言台に立ち、会社の不当性を明らかにします。組織一丸となって年休裁判勝利を勝ち取りましょう!